注:住民参加部会検討会のみ使用予定

淀川水系流域委員会 第3回住民参加部会検討会(H15.9.18) 第2回環境·利用部会検討会(H15.9.18) 資料 2-2追加

「社会的合意」についての考え方(私案)

三田村緒佐武

合意形成をはかる上で,すべての事象に対して完全合意はありえないことを当事者があらかじめ心得ておく必要がある。そのことは,現代社会の紛争や歴史が証明しており,我々はただ単に勝者が正義であるとしばしば錯覚しているに過ぎない。しかしながら,組織社会においては合意形成を基本とした契約に基づいて生活せざるをえないことも事実である。

社会的通念による合意を「社会的合意」と呼ぶのだろうが,社会的通念自体が,その主体と客体により変化することはいうまでもない。したがって,ここでいう社会的通念を「人の生きる倫理」に置き換えたい。この倫理に関しては意見の分散はさほど大きくはないだろう。合意形成が困難な場合,常に人の生きる倫理に照らし合わせると意外と解決を見ることが可能になるものと思われる。

具体的に「社会的合意」をどのように判断するか,またどのように構築していくべきかについての私案を記す。

## < 社会的合意の判断 >

- ・多数決を基本とするが,対象とする事項によりその数は異なる。社会的影響が大きくはない事象は過半数をその判断としてもよいが,影響が大きい事象(例えばダム建設など)では4分の3の賛同が求められる。
- ・事象の社会的影響の大小によって,管理者自らが判断することが可能,学識経験者の 意見を尊重する,地方自治体の意見を聞く,住民代表の意見を参考にする,関係民 ひとり一人の意見を尊重する=住民投票の結果に従うなどがある。
- ・合意形成をはかる関係者の範囲も事象によって異なることはいうまでもない。小河川 の改修であれば地元関係者でよいが,地球環境に関わる事象であれば当然のことな がら国を超えた合意形成が必要になる。
- ・行政の長の判断を住民意見の代表とする傾向があるが,必ずしも正しくはないことを 理解しておく必要がある。ある事象に関わってリコールで失職した地方自治体の長 が再び長に選出された例などは,その事象に限っては住民の代表意見ではなかった ということをものがたっている。
- < 社会的合意を得るための姿勢 >
- ・日常からパートナーシップの形成に向けて努力する。
- ・関係事象に限らないすべての情報公開を速やかに行う。
- ・合意形成過程を公開する。
- ・関係住民の理解力の向上=社会教育の整備を行う。
- ・対話集会で代表されるように、合意に向けて限りなく粘り強い議論を補償する。